

(参考2) 米国のTRI制度における秘密情報の取扱いについて

1. 制度の概要

「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法(EPCRA)」に基づくTRI制度において、事業者は、化学物質の特定(chemical identity)に関する情報については、企業秘密(trade secret)を理由として公開を拒むことを主張でき、米国環境保護庁(EPA)がその主張を認めるか否かを判断する。

2. 企業秘密の要件(§ 322)

- (1) 企業秘密を主張する情報を、地方委員会、政府職員、施設従業員、守秘義務を課された者以外に公開していないこと及び情報の秘密性を保護するための手段をとり、かつ今後もそうした手段をとり続ける意志があること。
- (2) 他の連邦法、州法で公開することが求められていないこと。
- (3) 情報開示が競争上の地位に実質的な損害をもたらす蓋然性があること。
- (4) リバースエンジニアリングによって対象化学物質の名称が容易に判明しないこと。

3. 企業秘密の立証(40 C.F.R. § 350.7)

以下の事項についての立証をEPAに提出しなければならない、とされている。

- (1) 企業秘密とされる化学物質名の機密性を保護するため、どのような特別の対策をとっているかを記述せよ。また、その対策は将来にわたって継続するものか。
- (2) 企業秘密とされる情報を、他者(地域の緊急計画のメンバー、連邦、州又は地方政府の職員又は従業員若しくは自社の従業員以外の者)であって機密保持契約により企業秘密情報を他に開示しないこととされていない者に対して開示したことがあるか。
- (3) 地方、州、連邦政府機関に対し、特定の化学物質名を開示した実績を全て示せ。それぞれについて、化学物質名についての機密性を主張したかどうか、また、政府はその主張を否認したかどうかを示せ。
- (4) 企業秘密の主張の有効性を示すため、企業秘密とされる化学物質の用途を特定し、なぜそれが競合企業にとって関心のある秘密であるのかを示さなければならない。このため、以下の事項を記載せよ。
 - (i) 企業秘密とされる化学物質の用途を記述せよ。その際、それが用いられている製品又は工程を特定せよ。(もし、その化学物質が製品の一部として又は製造工程で用いられているのであれば、それが使用される行為名を特定せよ。)
 - (ii) 特許、出版物その他の一般に又は貴社が考える競合者が入手可能な情報源において、企業秘密とされる特定の化学物質名と貴社の社名又は事業所名が関連づけられた例があるか? なぜこの知識が企業秘密を正当化する理由を無効化しないのか説明せよ。
 - (iii) もし企業秘密とされる化学物質を使用していることが貴社の外部において知られていないのであれば、届出様式に記載される化学物質名が公開されることによって、競業者はいかにして秘密とされる化学物質の当該使用を推定できるのか説明せよ。
 - (iv) 企業秘密とされる化学物質の使用が競合者にとって有用な情報であるのは何故か説明せよ。
- (5) 特定の化学物質名を公開することによって生ずるとされる競争上の損害の性質を示せ。そして、なぜそのような損害が本質的なものであるのか示せ。
- (6) (i) 企業秘密とされる化学物質は、製品又は環境への排出によってどの程度一般に又は貴社が考える競合者が入手可能になっているか?
(ii) 製品や廃棄物についての化学的分析によって企業秘密とされる特定の化学物質名を決定するコストに影響する要因はどのようなものがあるか記述せよ。(例えばその化学物質が純物質か混合物か)

4. 企業秘密の実際的な取扱い状況

1995年度の実績では、全体の届出が約7万3千件あり、そのうち、企業秘密と扱われたのは13件のみ。1998年度は、18件が企業秘密を申請したが、その後8件は申請を取り下げた。